

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて

市長及び副市長の給料の減額に関する特例条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 6 年 6 月 6 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

市長及び副市長の給料の減額に関する特例条例について専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

市長及び副市長の給料の減額に関する特例条例（別紙のとおり）

令和6年2月29日

和光市長 柴崎 光子

市長及び副市長の給料の減額に関する特例条例をここに公布する。

令和6年2月29日

和光市長 柴崎 光子

和光市条例第7号

市長及び副市長の給料の減額に関する特例条例

令和6年3月1日から同月31日までの間における市長及び副市長の給料の月額、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第27号）第3条各号の規定にかかわらず、同条各号に規定する給料の月額から当該額にそれぞれ10分の1を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。